

(第一類 第十一号)

第七回国会 通商産業委員会 議録 第四十一号

(八四五)

昭和二十五年四月三十日(日曜日)

午後三時十五分開議

出席委員

委員長代理 理事神田 博君

理事有田 二郎君 理事小金 義照君

理事澁谷雄太郎君 理事永井 要造君

理事村上 勇君 理事有田 喜一君

阿左美廣治君 岩川 與助君

江田斗米吉君 門脇勝太郎君

關内 正一君 多武良哲三君

中村 幸八君 福田 篤泰君

福田 一君 前田 正男君

坂本 泰良君 田代 文久君

出席政府委員

通商産業事務次官 宮崎 靖君

通商産業事務局 石原 武夫君

(通商企業局長)

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 大石 主計君

専門員 越田 清七君

四月三十日

委員田中豊君及び飛嶋繁君辭任につ

き、その補欠として小西英雄君及び

首藤新八君が議長の指名で選任され

た。

四月三十日

商工會議所法案(星島二郎君外八名

提出、衆法第三二二号)

電力事業再編成に関する決議案(苦

米地義三君外二十一名提出、決議第

二二二号)

中日貿易促進に関する決議案(志田

義信君外十四名提出、決議第四〇

の審査を本委員会に付託された。

本日の會議に付した事件

商工會議所法案(星島二郎君外八名

提出、衆法第三二二号)

鉅書に関する決議案起草に関する件

請願

一 電力新規需要に対し島根県

を電源地帯として優先取

扱の請願(山本利壽君紹介)

(第六六号)

二 電気事業の全国七プロック

分割案反対の請願(田代文

久君外一名紹介)(第二五八

号)

三 同(岡田春夫君外二名紹

介)(第二五九号)

四 電気事業問題に関する請願

外二件(田代文久君外一名

紹介)(第二六〇号)

五 小丸川水系川原、石河内第

二発電所復元の請願(川野

芳満外五名紹介)(第三四一

号)

六 電力国家管理法即時廃止の

請願(川野芳満君外五名紹

介)(第三四二号)

七 東北地方の電気事業確立に

関する請願(志田義信君外

一名紹介)(第四一九号)

八 既設火力発電所の全負荷運

転に関する請願(石野久男

君紹介)(第五〇八号)

九 同外二件(伊藤憲一君外三

名紹介)(第五〇九号)

請願(土倉宗明君外三名紹

介)(第六〇三号)

二 大湊川発電所及び送電線復

元の請願(小金義照君紹介)

(第六〇七号)

二 関東配電株式会社佐野変電

所拡充に関する請願(石野

久男君紹介)(第六四三三三

号)

二 日本発送電株式会社清水発

電所存続の請願(砂間一良

君外一名紹介)(第六六五

号)

二 既設発電所設備改修の請願

(風早八十二君外一名紹介)

(第六六七号)

一五 同(川上貫一君外一名紹

介)(第六六八号)

一六 同(園田直君紹介)(六六九

号)

一七 同(前田榮之助君紹介)

(第六七〇号)

一八 電気資源開発促進の請願

(風早八十二君外一名紹介)

(第六七一七号)

一九 同(園田直君紹介)(第六七

二二二二二二二二二二二二二

二〇 東北地方の電気事業確立に

関する請願(志田義信君紹

介)(第七〇四号)

二二 元南那珂郡電氣事業復元

の請願(瀬戸山三男君紹

介)(第七三二二二二二二二

二二 かんがい排水用電力料金に

二二 同(江崎直澄君外七名紹

介)(第七三三三三三三三三

二四 電気事業問題に関する請願

(井之口政雄君外一名紹介)

(第七四三三三三三三三三三

二五 東北地方の電気事業確立に

関する請願(安部俊吾君紹

介)(第七六〇三三三三三三

二六 同(庄司一郎君紹介)(第七

九七七三三三三三三三三三

二七 同(山本猛夫君紹介)(第七

九八八三三三三三三三三三

二八 同外百六十七件(志田義信

君紹介)(第七九九三三三三

二九 同(池田正之輔君紹介)(第

八〇〇三三三三三三三三三

三〇 同外二十二件(志田義信君

紹介)(第八一二三三三三三

三一 電気事業問題に関する請願

(川上貫一君紹介)(第七八

七三三三三三三三三三三三

三二 南九州の電源開発に関する

請願(上林山栄吉君外九名

紹介)(第八一九三三三三三

三三 公共用電力割当量及び料金

の改正に関する請願(江崎

直澄君紹介)(第八三三三三

三四 かんがい排水用電力料金に

関する請願(庄司一郎君紹

介)(第八五三三三三三三三

三五 電気事業問題に関する請願

(鈴木茂三郎君紹介)(第九

四三三三三三三三三三三三

三六 冷凍事業に対する大口電力

吾君外三名紹介)(第九九五

号)

三七 佐野変電所の施設拡充に関

する請願(大澤嘉平治君紹

介)(第一〇六九三三三三三

三八 電気化学工業用自家発電設

備復元に関する請願(神田

博君紹介)(第一〇七二三三

三九 東北地方の電気事業確立に

関する請願(池田正之輔君

外三名紹介)(一〇八二三三

四〇 元金沢市電氣事業復元の

請願(大森玉木君紹介)(第

一一〇九三三三三三三三三

四一 東北地方の電気事業確立に

関する請願(牧野寛案君外

四名紹介)(第一一二六三三

四二 既設火力発電所の全負荷運

転に関する請願(石野久男

君紹介)(第一二二三三三三

四三 電気事業分断及び電気料金

値上げ反対に関する請願

外六件(坂本泰良君紹介)

(第一二〇五三三三三三三三

四四 同外六件(石野久男君紹

介)(第一二〇六三三三三三

四五 東北七県の配電事業分割公

営並びに同地区連絡送電設

備建設に関する請願(内海

安吉君外五名紹介)(第一二

五七三三三三三三三三三三

四六 電気事業分断及び電気料金

値上げ反対に関する請願

(春日正一君紹介)(第一三

四七	雨龍村補水地区拡張並びに発電事業費国庫補助の請願(篠田弘作君紹介)(第一三六三三三)	六二	農業用電力料金軽減に関する請願(青木正君紹介)(第一六二四四)	七四	電気自動車充電用電力確保等に関する請願(川野芳滿君外一名紹介)(第一八九七号)	八七	同外三件(岡田春夫君紹介)(第二二〇二二)	一〇一	同(池見茂隆君紹介)(第二三四二二)
四八	配電事業公営に関する請願(神田博君紹介)(第一三六五五)	六三	輸出工業用電力基準割当増加に関する請願(今泉貞雄君紹介)(第一六五三三)	七五	九州地方の電力問題に関する請願(高橋權六君紹介)(第一九四六六)	八八	同(河口陽一君紹介)(第二二七九号)	一〇二	同外十三件(瀬戸山三男君紹介)(第二三四三三)
四九	元東田川郡営電気事業復元の請願(志田義信君紹介)(第一四一七七)	六四	病院用電力基準割当量増加に関する請願(丸山直友君紹介)(第一六五四四)	七六	同外二件(村上勇君紹介)(第一九五五五)	八九	同外三件(大野伴陸君紹介)(第二二八〇〇)	一〇三	同外二十六件(瀧通義君紹介)(第二三四四四)
五〇	電気事業分断及び電気料金値上げ反対に関する請願(小川政信君紹介)(第一四七〇七)	六五	ふ(舞)化用電力基準割当量増加に関する請願(江崎直澄君外一名紹介)(第一六五五五)	七七	東北地方の電気事業確立に関する請願(安部俊吾君外二名紹介)(第一九八七七)	九〇	同(上林與市郎君外三名紹介)(第二三三三三)	一〇四	同外九件(村上勇君紹介)(第二四三二一)
五一	九州地方の電力問題に関する請願(村上勇君紹介)(第一五一八八)	六六	日本発送電株式会社清水発電所存続の請願(神田博君紹介)(第一六六八八)	七八	同外二件(高橋清治郎君紹介)(第二〇五二二)	九一	同外四件(松本六太郎君紹介)(第二三三三四)	一〇五	自家用電気工作物施設法案に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二三四七七)
五二	電気安全法制定反対の請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第一五六六六)	六七	電気事業問題に関する請願(神田博君紹介)(第一六六九九)	七九	同外二件(高橋清治郎君紹介)(第二〇五二二)	九二	同外四件(松本六太郎君紹介)(第二三三三四)	一〇六	かんがい排水用電力料金に関する請願(大村清一君紹介)(第二三六二二)
五三	電気事業分断及び電気料金値上げ反対に関する請願外二件(伊藤憲一君外二名紹介)(第一五六七七)	六八	九州地方の電力問題に関する請願外十七件(村上勇君紹介)(第一七六五五)	八〇	同(龍田榮之助君紹介)(第二〇五三三)	九三	同外三件(石原圓吉君紹介)(第二三三〇一)	一〇七	電気事業分断反対に関する請願(玉井祐吉君紹介)(第二三八三三)
五四	同(木村榮君紹介)(第一五八八八)	六九	電気事業分断及び電気料金値上げ反対に関する請願(木村榮君外一名紹介)(第一七六六六)	八一	九州地方の電力問題に関する請願外二十八件(村上勇君紹介)(第二〇五四四)	九四	同外三件(岡田春夫君紹介)(第二三三八二)	一〇八	私鉄の電力割当量増加並びに電気事業分断反対に関する請願(岡田五郎君紹介)(第二四三三〇)
五五	同(風早八十二君外一名紹介)(第一六八八八)	七〇	同(岡田春夫君紹介)(第一七六七七)	八二	電気事業分断及び電気料金値上げ反対に関する請願(岡田春夫君外四名紹介)(第二〇五五五)	九五	同外三件(岡田春夫君紹介)(第二三三八二)	一〇九	朝日、丸山、内ヶ谷三發電所建設促進に関する請願(木村公平君外一名紹介)(第二四九一一)
五六	同(伊藤憲一君外一名紹介)(第一六一九九)	七一	電気事業分断及び電気料金地域差設定反対に関する請願(田代文久君外一名紹介)(第一八〇九九)	八三	大淀川発電所及び送電線復元の請願(龍野喜一郎君紹介)(第二〇八三三)	九六	同外三件(岡田春夫君紹介)(第二三三八二)	一一〇	九州地方の電力問題に関する請願外二十八件(尾崎末吉君紹介)(第二五四〇〇)
五七	同外二件(岡田春夫君外五名紹介)(第一六二〇〇)	七二	病院用電力基準割当量増加に関する請願(堀川恭平君紹介)(第一八〇九九)	八四	電気事業再編成の実施延期並びに電気料金軽減に関する請願(吉田吉太郎君紹介)(第二二四〇〇)	九七	同(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四三九九)	一一一	同外四十七件(原田雪松君紹介)(第二五六五五)
五八	同(赤松勇君紹介)(第一六八五五)	七三	電気事業分断反対に関する請願(志賀義雄君外五名紹介)(第一八七二二)	八五	電気事業分断及び電気料金地域差設定反対に関する請願外十一件(福田喜東君紹介)(第二二四二二)	九八	同(伊藤憲一君外一名紹介)(第二四三九九)	一一二	同外七件(村上勇君紹介)(第二六二六六)
五九	同(風早八十二君外一名紹介)(第一六八六六)	八六	電気事業分断反対に関する請願(志賀義雄君外五名紹介)(第一八七二二)	一〇〇	同(高橋權六君紹介)(第二三四一一)	九九	九州地方の電力問題に関する請願(瀬上房太郎君紹介)(第二三四〇〇)	一一三	電気事業再編成案における北陸地区層層発電所の容量増加に関する請願(橋直治君紹介)(第二五六二二)
六〇	同外一件(田代文久君外一名紹介)(第一六八七七)							一一四	電気事業分断反対に関する請願(伊藤憲一君外一名紹介)(第二五六三三)
六一	かんがい排水用電力料金に								

- 一一五 同外一件(河野金昇君紹介)(第二五六四号)
- 一一六 九州地方の電気事業再編成に関する請願(小山長規君外五名紹介)(第二五七六号)
- 一一七 元住友共同電力株式会社の電気設備復元反対に関する請願(大西弘君外八名紹介)(第二六〇二号)
- 一一八 四国地方の電気事業再編成に関する請願外三十二件(三木武夫君紹介)(第二六二七号)
- 一一九 電気事業分断反対並びに那賀川電源開発促進に関する請願外三十九件(三木武夫君紹介)(第二六二八号)
- 一二〇 農業用電力に関する請願(平川篤雄君紹介)(第二六五〇号)
- 一二一 大牧發電所復元に関する請願(猪俣浩三君紹介)(第二六五一号)
- 一二二 電気事業分断反対に関する請願(水谷昇君紹介)(第二六七〇号)
- 一二三 同(今澄勇君紹介)(第二六七一号)
- 一二四 同(河口陽一君紹介)(第二七七九号)
- 一二五 電気事業分断並びに元住友共同電力株式会社の電気設備復元反対に関する請願外百八十三件(島田末信君紹介)(第二六七二号)
- 一二六 九州地方の電力問題に関する請願外七件(橋邊義君紹介)(第二六九〇号)
- 一二七 同外二件(瀬戸山三男君紹介)(第二六九〇号)
- 一二八 電気事業分断及び電気料金地域差設定反対に関する請願(村上勇君紹介)(第二七五六号)
- 一二九 かんがい排水用電力料金に関する請願(今井耕君紹介)(第二七八九号)
- 一二〇 只見川電源開発計画中の尾瀬ヶ原保存に関する請願(亘四郎君紹介)(第二七九〇号)
- 一二一 四国地方の電気事業再編成に関する請願(小西英雄君紹介)(第二七九一号)
- 一二二 信越地方の電気事業再編成に関する請願(亘四郎君紹介)(第二七九二号)
- 一二三 電気料金地域差撤廃並びに農業電化促進に関する請願(橋本龍伍君紹介)(第二七九三三号)
- 一二四 飛騨川水系三發電所の関西地区層属反対に関する請願(江崎真澄君紹介)(第二八四六号)
- 一二五 電気事業分断反対に関する請願(堀川恭平君紹介)(第二八四七号)
- 一二六 元吉小牧市営電気事業復元に関する請願(篠田弘作君紹介)(第二八四八号)
- 一二七 信越地方の電気事業再編成に関する請願(亘四郎君紹介)(第二八四九号)
- 一二八 信越地方の電気事業再編成並びに新電気料金制に関する請願(亘四郎君紹介)(第二八五〇号)
- 一二九 農業用電力に関する請願(江崎一治君紹介)(第二八五一号)
- 一四〇 私鉄の電力料金値上げ反対に関する請願(西村榮一君紹介)(第二八五九号)
- 一四一 電気事業分断反対に関する請願(大村清一君紹介)(第二八七三三号)
- 一四二 離島における電気事情改善等に関する請願(平井義一君紹介)(第二八八一号)
- 一四三 九州地方の電力問題に関する請願(平井義一君紹介)(第二九〇〇号)
- 一四四 電気料金地域差設定反対の請願(橋本龍伍君外四名紹介)(第二九四四号)
- 一四五 電気料金値下げの請願(松谷天光君外一名紹介)(第二九七八号)
- 一四六 長野県における電気料金の適正改訂に関する請願(吉川久衛君外十二名紹介)(第三一六一号)
- 一四七 電気料金地域差設定反対の請願(池見茂隆君外一名紹介)(第三一三三三号)
- 一四八 電気料金値下げ並びに電力割当制は正に関する請願(田島ひで君紹介)(第三一五五号)
- 一四九 電気料金値下げの請願(春日正一君紹介)(第三一三三三三号)
- 一五〇 電力料金改訂並びに同割当制は正に関する請願(前田種男君紹介)(第三一四〇五号)
- 一五一 電気料金値上げ反対並びに集団住宅における電気料金制は正に関する請願外一件(伊藤憲一君外二名紹介)(第三一五五五号)
- 一五二 電気料金地域差設定反対等に関する請願外一件(伊藤憲一君外三名紹介)(第三一五五九号)
- 一五三 同(風早八十二君外一名紹介)(第三一六八八号)
- 一五四 同(伊藤憲一君外一名紹介)(第三一六八九号)
- 一五五 電気料金値上げ反対並びに集団住宅における電気料金制は正に関する請願外一件(伊藤憲一君外一名紹介)(第三一六六号)
- 一五六 電力料金改訂並びに同割当制は正に関する請願(石野久男君紹介)(第三一六七号)
- 一五七 電気料金地域差設定反対の請願(青野武一君紹介)(第三一六三二号)
- 一五八 電気料金改訂に関する請願(高橋清治郎君紹介)(第三一七一一号)
- 一五九 電力料金改訂並びに同割当制は正に関する請願(岡田春夫君紹介)(第三一七七七号)
- 一六〇 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願(木村榮君外一名紹介)(第三一八八二二号)
- 一六一 同外三件(木村榮君紹介)(第三一九五四号)
- 一六二 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願外二件(木村榮君外一名紹介)(第三二一四一号)
- 一六三 電気料金値上げ反対並びに集団住宅における電気料金制は正に関する請願(風早八十二君外一名紹介)(第三二一七〇号)
- 一六四 電気料金値下げ並びに同地域差撤廃の請願(米原利君外一名紹介)(第三二八二二二号)
- 一六五 電気料金改訂に関する請願(風早八十二君紹介)(第三二三五五号)
- 一六六 電気料金改訂に関する請願(風早八十二君紹介)(第三二五三三三号)
- 一六七 銅鑛業対策に関する請願(笹山茂太郎君外二名紹介)(第三四六六号)
- 一六八 下北炭鑛復興対策に関する請願(吉米地義三君外一名紹介)(第三一六三三三三号)
- 一六九 笹ヶ谷銅山の鉱毒防除施設に関する請願(木村榮君紹介)(第三二九一号)
- 一七〇 荒尾市における鉱害復旧費国庫補助の請願(田代文久君外二名紹介)(第三二九二二二二号)
- 一七一 金鑛鉱山の危機打開のための鉱業政策に関する請願(今澄勇君紹介)(第三三八一〇号)
- 一七二 特別鉱害復旧臨時措置法案の修正に関する請願(關内正一君外十一名紹介)(第三一〇号)

一七三	同(岩川與助君紹介)(第一二四七号)	一九九	鶴岡織維製品検査所川俣支所の昇格並びに小高支所設置の請願外一件(松本善壽君紹介)(第二四五五号)	二二一	設置の請願(江崎真澄君紹介)(第二八六号)	七	海外市場調査員の派遣常駐に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一八号)
一七四	米代川流域諸山の鉱害除去に関する請願(石田博英君紹介)(第二一七三三号)	二〇〇	山梨県に織維製品検査所支所設置の請願(樋貝詮三君紹介)(第四九三三号)	二二二	鉱石産電氣銅価格差補給金廃止後の施策に関する請願(小西英雄君紹介)(第五四八号)	八	中小企業金融円滑化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第二〇号)
一七五	特別鉱害復旧臨時措置法制定促進の請願(寺本實君外一名紹介)(第二一九九号)	二〇一	工業技術庁地質調査所職員に給與改善に関する請願(田代文久君外二名紹介)(第九八四号)	二二三	官営アルコール工場拂下げ反対に関する請願(赤松勇君紹介)(第一四一九号)	九	電氣事業分断反対の陳情書(高松市香川県議會議長大久保雅彦)(第三三三三三三)
一七六	ゼラチン産業の助成等に関する請願(川上貢一君外一名紹介)(第三八五五号)	二〇二	工業技術庁地質調査所職員の交通費に関する請願(坂本泰良君紹介)(第一〇六六号)	二二四	安中町所在東邦亜鉛精錬工場鉱害対策に関する請願(小峯柳多君外二名紹介)(第二八七四号)	一〇	富山市に通商事務所設置の陳情書(富山市富山商工會議所会頭米田元吉郎)(第一〇号)
一七七	中小工業対策に関する請願(風早八十二君紹介)(第三九二二二二)	二〇三	岡山、福山市に神戸織維製品検査所支所設置の請願(星島二郎君外一名紹介)(第一〇七七号)	二二五	海外における国際見本市博覧会等への参加に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第七七号)	一一	同(富山県経済復興委員会長高辻武郎)(第一二三三三)
一七八	中小企業等協同組合法による信用協同組合の設立に関する請願(塚田十一郎君紹介)(第六〇一五号)	二〇四	神戸織維製品検査所福岡支所設置に関する請願(池見茂隆君紹介)(第二二二二二二)	二二六	輸出貿易のシー・アイ・エフ取引に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第八八号)	一二	鉱害復旧事業施行の陳情書(東京都港区芝西久保巴町三十五番地全国町村会長伊藤謙)(第一三九九号)
一七九	自転車、リヤカー配給規則廃止の請願(加藤隆太郎君外一名紹介)(第七六三三三三)	二〇五	同(守島伍郎君紹介)(第二二二二二二)	二二七	日本船舶の海外配船に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第九九号)	一三	中小企業金融難打開に関する陳情書(東京都港区芝田町一丁目十二番地森永ビル内日本中小企業連盟会長豊田雅孝外二名)(第一四二二二二)
一八〇	中小企業救済に関する請願(川上貢一君紹介)(第七八八八八八)	二〇六	測量法による工業技術庁地質調査所の測量予算増額に関する請願(田淵光一君紹介)(第二四二五五五)	二二八	輸出許可事務を大阪通商産業局に全面的委譲の陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一〇一〇号)	一四	中小商工業者に対する融資促進の陳情書(室蘭市議會議長宇賀金男)(第一六二二二二)
一八一	中小企業金融庫設置に関する請願(塚田十一郎君外四名紹介)(第九三三三三三)	二〇七	度量衡器の検定統一に関する請願(川西清君紹介)(第一〇一〇号)	二二九	企業合理化に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一六六号)	一五	交易の改善に関する陳情書(富山県知事高辻武郎)(第一八六六六六)
一八二	中小企業等協同組合法の一部改正に関する請願(門脇勝太郎君紹介)(第一四〇六六六)	二〇八	甲種度量衡器及び計量器の検定地方移譲に関する請願(稻村順三君紹介)(第一四二八八八)	二三〇	生産要素の確保に関する陳情書(大阪府知事赤間文三)(第一七七号)	一六	笹ヶ谷鉱毒防除施設促進の陳情書(島根県足利郡畑迫村長石田重信外十二名)(第一九〇〇号)
一八三	商工會議所法制定に関する請願(志田義信君紹介)(第一八二二二二)	二〇九	釜石線沿線開港に関する請願(山本猛夫君紹介)(第二三三三三三)	二三一	津島市に小型自動車競走場設置の請願(第二八五六号)	一七	度量衡法中改正の陳情書(四日市市長吉田千九郎)(第一九五五五五)
一八四	戦争による転換工場の復元に関する請願(河野金昇君紹介)(第四六一一)	二一〇	津島市に小型自動車競走場設置の請願(第二八五六号)				
一八五	中国、ソ連邦、朝鮮三国との貿易促進に関する請願						

- 一八 防府工場返還問題に関する陳情書（山口県防府市議會議長宮本時房）（第二一二号）
- 一九 特別鉱害臨時措置法案中修正に関する陳情書（松浜炭鉱頭取田中末松外二十六名）（第二一四号）
- 二〇 只見川電源開発に関する陳情書（福島県議會議長大竹作隣外四名）（第二一八号）
- 二一 上雄葉電源開発促進の陳情書（佐賀県知事沖森源一）（第二五二号）
- 二二 電力分割案反対に関する陳情書（仙台市宮城縣議會議長純澤敬之助）（第二六九号）
- 二三 電気事業再編成に関する陳情書（富山県知事高辻武野外二名）（第二九七号）
- 二四 笹ヶ谷鉱毒防除施設促進の陳情書（鳥根県鹿足郡畑迫村長右田重信外十二名）（第三〇八号）
- 二五 指定を解除された賠償工場の自立再建に関する陳情書（名古屋市中区広小路通り明治屋内三菱航空機整理事務所長平松永）（第三一二号）
- 二六 電力対策に関する陳情書（大阪府知事赤間文三外十一名）（第三五七号）
- 二七 工業技術庁陶磁器試験所の移転反対に関する陳情書（京都市京都市議會議長岩本義徳）（第三六七号）
- 二八 大森川開発事業促進に関する陳情書（高知市帯屋町県庁前総同盟事務所内高知県電力対策協議会）（第三七〇号）
- 二九 特別鉱害復旧臨時措置法制定促進の陳情書（福岡県議會議長相良貞）（第三七四号）
- 三〇 九州地区電源開発促進に関する陳情書（福岡市長浜町三丁目二十五番地福岡地方経済安定局長鶴野收）（第三七九号）
- 三一 かんがい排水用電力料金国庫負担の陳情書（仙台市宮城縣議會議長純澤敬之助）（第三八二号）
- 三二 電気料金の適正化に関する陳情書（福岡県議會議長稲員総）（第三九四号）
- 三三 富山県水力発電施設を県へ復元の陳情書（富山縣議會議長高原耕造）（第三九九号）
- 三四 東北地方の電気事業確立の陳情書（山形県東田川郡手向村長阿部良雄）（第四〇〇号）
- 三五 電力分割案反対に関する陳情書（鹿児島市東町五番地福谷君貞）（第四〇四号）
- 三六 電力分割案反対に関する陳情書（福島市平市紺屋町平商工会議所会頭諸橋久太郎）（第四〇五号）
- 三七 電気料金値上反対の陳情書（長野市横堂町二千三百五十一番地長野県経営者協会長安田三吉）（第四〇六号）
- 三八 電気事業分析反対の陳情書（愛知県碧海郡刈谷町大字元刈谷石田退三外三名）（第四三一号）
- 三九 電力料金の地域差に関する陳情書（広島県議會議長小谷伝一）（第四四五号）
- 四〇 電力分割案反対に関する陳情書（仙台市議會議長佐伯清雄）（第四四六号）
- 四一 電気料金の値上反対の陳情書（日本電気産業労働組合長野県支部執行委員長宮川清外一名）（第四五六号）
- 四二 電気事業の再編成に関する陳情書（和歌山県知事小野直次）（第四五七号）
- 四三 電気事業の再編成に関する陳情書（宮城県知事佐々木家壽治外一名）（第四五八号）
- 四四 東北の電気事業確立の陳情書（塩釜市長櫻井辰治外一名）（第四五九号）
- 四五 電気料金地域差撤廃に関する陳情書（浜田市市長岡本俊人外一名）（第四八九号）
- 四六 東北の電気事業確立の陳情書（青森市議會議長塩谷真吉）（第四九一号）
- 四七 度量衡法改正の陳情書（横浜市市長河京市外一名）（第五一九号）
- 四八 東北地方の電気事業確立の陳情書（山形県南置賜郡中津川町長岡千里外四十三名）（第五三〇号）
- 四九 工業技術庁陶磁器試験所の移転反対に関する陳情書（京都府議會議長岩本義徳）（第五三二号）
- 五〇 福岡市に繊維製品検査所支所設置の陳情書（福岡市新開町一丁目五番地九州繊維協会长近見敏之助外四十七名）（第五三三号）
- 五一 日本発送電株式会社琴浦火力発電所存続の陳情書（和歌山県和歌山市毛見千四百三十七番地日本発送電株式会社琴浦火力発電所内松井孝）（第五五〇号）
- 五二 大淀川自家発電所返還に関する陳情書（電気化学工業株式会社全電化労働組合連合会長平野重時）（第五五八号）
- 五三 東北の電気事業確立に関する陳情書（山形市長鈴木重吃外一名）（第五六〇号）
- 五四 電気事業分析中止の陳情書（尼崎市北城内四十七番地尼崎市議會議長寺井彌三郎）（第五六六号）
- 五五 元東田川郡當の電気事業返還に関する陳情書（山形県東田川郡町村組合長太田文助）（第五七五号）
- 五六 電気料金の地域差に関する陳情書（愛媛県議會議長立川明）（第六〇一号）
- 五七 新郷及び山郷両発電所の発電機増設等に関する陳情書（仙台市宮城縣知事佐々木家壽治）（第六一三三号）
- 五八 現行電気料金制度改訂に関する陳情書（静岡市長増田茂）（第六四三三三）
- 五九 九州地区地域差電力料金制度改善に関する陳情書（東京都千代田区有楽町一丁目三番地九州経営者団体連盟会長山脇正次外十名）（第六四四四号）
- 六〇 電力事業分析反対の陳情書（米子市議會議長土谷栄一）（第六四五五号）
- 六一 電気料金値上並びに分析反対の陳情書（鹿児島県川内市向田町堀田通り佐多直衛）（第六四七号）
- 六二 商工会議所法制定促進の陳情書外十一件（山形市旅館町千四十六番地山形商工会議所会頭矢野善助外十二名）（第六五〇号）
- 六三 電気事業分析中止の陳情書（姫路市議會議長尾上宇市）（第六六三三三）
- 六四 九州地区地域差電力料金制度改善に関する陳情書（門司市長中野眞吾外九名）（第六七二二二）
- 六五 電気料金の値上反対の陳情書（大阪府池田市議會議長岩崎隆五郎）（第六七六六六）
- 六六 電気事業の市営復元に関する陳情書（酒田市市長本間重三外一名）（第六七九号）
- 六七 電気事業分析反対の陳情書外一件（長崎県知事杉山宗次郎外一名）（第六八一八号）
- 六八 商工会議所法制定促進の陳情書（高崎市九蔵町六番地高崎商工会議所会頭小柏朝光）（第六八九九号）
- 六九 特別鉱害復旧臨時措置法成立促進に関する陳情書（福岡県直方市長行実重十郎外

- 二十九万四千五百八十一名(第六九二二号)
- 七〇 東北興業株式会社幹部の異動に関する陳情書(宮城県議會議長松澤敏之助)(第七〇四号)
- 七一 電力分劃案反対に関する陳情書(宮城県塩釜市門前百七十八番地塩釜商工会議所会頭東海林忠七外二十三名)(第七一一号)
- 七二 電気事業の再編成に関する陳情書(大阪府知事赤間文三外八名)(第七一二号)
- 七三 度量衡器並びに計量取締に関する陳情書(宮崎県知事安中忠雄)(第七一五号)
- 七四 電気料金の値上反対の陳情書外二件(尼崎市昭和通り一丁目十七番地尼崎商工会議所会頭今泉武夫外二名)(第七一七号)
- 七五 電気事業分析中止の陳情書(姫路市長尾上宇市)(第七二三号)
- 七六 電気事業再編成に関する陳情書(東京都中央区日本橋兜町日証館内山中力松)(第七二五号)
- 七七 特別鉱害復旧臨時措置法成立に関する陳情書外二件(東京都千代田区平河町二丁目六番地全国市長会長代理金刺不二太郎外三名)(第七二六号)
- 七八 改訂電気料金制度の適正化に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目一番地東京都議會議長石原永明外九名)(第七三四号)
- 七九 電力分劃案反対に関する陳情書(能代市長柳谷清三郎外一名)(第七三九号)
- 八〇 商工組合中央金庫松山出張所を支所に昇格の陳情書(愛媛県議會議長立川明外八名)(第七四〇号)
- 八一 商工會議所法制定促進の陳情書(今治市広小路今治商工会議所会頭尾越光治郎)(第七四九号)
- 八二 中小企業対策確立に関する陳情書(神奈川県議會議長上條勝)(第七六二号)
- 八三 電気工事法制定に関する陳情書(新潟県南魚沼郡石打村大字大沢四十五番地日本民間電報防止研究会長星野亨一)(第七六三三三)
- 八四 電力分劃案反対に関する陳情書(宮崎県日南市長井戸川一外一名)(第七六七号)
- 八五 丸山発電所開港促進の陳情書(愛知県知事青柳秀夫外三名)(第七七六号)
- 八六 特別鉱害復旧臨時措置法制定促進の陳情書(大牟田市長田中忠蔵外一名)(第七八〇号)
- 八七 商工會議所法案に関する陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地東京商工会議所会頭高橋龍太郎)(第七八三三三)
- 八八 大牧発電所を日本水力工業株式会社に返還の陳情書(東京都品川区北品川四丁目七百十八番地日本水力工業株式会社取締役社長加藤金次郎)(第七九二二号)
- 八九 電力基準割当量増配に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎外五名)(第七九四号)
- 九〇 商工會議所法制定促進の陳情書(三重県四日市商工会議所会頭九鬼紋十郎外三十八名)(第八一三三三)
- 九一 中小企業育成強化に関する陳情書(大阪府議會議長龜井喜代九外一名)(第八一七号)
- 九二 信用保証協会に対する国庫補助の陳情書(宮崎県知事安中忠雄)(第八三五五号)
- 九三 産業技能養成費国庫補助の陳情書(前橋市北曲輪町二番地群馬地方労働基準審議会会長井上英男)(第八四〇号)
- 九四 特別鉱害復旧臨時措置法成立促進に関する陳情書(大牟田市市長田中忠蔵外一名)(第八五一号)
- 九五 木材の輸出許可に関する陳情書(大分県議會議長安部雅也)(第八五五五五)
- 九六 商工會議所法制定促進の陳情書(東京都千代田区丸の内三丁目十四番地日本商工会議所会頭高橋龍太郎)(第八五六六六)
- 九七 京都市に中小金融特別店舗設置の陳情書(京都商工会議所会頭中野種一郎)(第八六〇号)
- 神田委員長代理 これより通商産業委員会を開会いたします。
- 前会に引き続きまして私が委員長としての職務を行います。ただいまより本日の諸議及陳情書日程全部を一括議題として審査を行います。この際諸議及陳情書審査小委員長の報告を求めます。
- 閣内委員 ただいま議題となりました諸議及陳情書につきまして、小委員会における審査の結果を御報告いたします。
- 今第七国会において、当通産委員会に付託されました諸議は総数二百四十八件であり、そのうち電気関係は百六十六件、商業及び鉱工業関係は四十八件であります。付託されました諸議のうち、本院において現在審議中の議案またはすでに審査を終りました議案と関係ある諸議その他、趣旨において種々問題のありますものにつきましては、その可否を決することを留保いたしました。その他、諸議の趣旨におきまして妥協と認められるものは、つとめて採択すべきものとした次第であります。
- 次に採択すべきものと決しました諸議を公報の日程に従い御報告申し上げます。日程第一、五から一三まで、一四から二三まで、二五から三〇まで、三二から三四まで、三六から四二まで、四七、四九、六一から六五まで、七二、七四、七七、八三、九四、九七、九八、一〇五、一〇六、一〇九、一一〇、一一一、一二九、一三〇、一三六、一三九、一四〇、一四二、一四四から一四六まで、一四八、一四九、一五一から一五五まで、一五七、一五八、一六〇から一六六まで、一六九から一七八まで、一八〇から一九三まで、一九五から二〇〇まで、二〇三から二〇五まで、二〇九、二一〇、二一一、以上百十五件を採択のうえ内閣に送付すべきものと決定いたしました次第であります。
- 次に陳情書について御報告いたします。当通産委員会に送付されました陳情書は九十七件でありまして、その趣旨はおおむね諸議とはほとんど同一のものが多く、これらは先例によりまして、当委員会の議案の審査または国政調査の参考に資するといふ意味におきまして、委員会において了承すべきものとした次第であります。
- 以上簡単でございますが、御報告申し上げます。
- 神田委員長代理 ただいまの小委員長の報告について、何か御質疑はありますか。――別に御発言もないようでありますから、ただちに各諸議及び陳情書の可否を決することにしたします。ただいまの小委員長の報告通り、諸議については百十五件を採択の上内閣に送付すべきものとし、その他の各諸議はこれを留保いたしました。陳情書につきましては、本委員会において日程全部を了承することに決するに御異議ありませんか。
- 〔異議なしと叫ぶ者あり〕
- 神田委員長代理 御異議なしと認めまして、そのように決しました。
- 〔神田委員長代理退席、澁谷委員長代理着席〕
- 澁谷委員長代理 この際お諮りいたします。本日星島二郎君外八名提出の商工會議所法案が本委員会に付託されました。ただいまより本案を議題として審議を進めたいと思っておりますが、御異議

議ありませんか。
〔異議なし〕と呼ぶ者あり
○滋谷委員代理 御異議なしと認め
ます。
それではたゞいまより本案を議題と
して審査を進めます。まず本案の提案
者より提出理由の説明を求めます。神
田博君。

商工会議所法案
右の議案を提出する
昭和二十五年四月三十日
提出者

星島 二郎 有田 二郎
大野 伴隆 神田 博
小金 義照 佐藤 榮作
滋谷雄太郎 廣川 弘禪
村上 勇

賛成者
阿左美廣治 逢澤 寛
足立 篤郎 安部 俊吾
青木 正 青柳 一郎
浅香 忠雄 浅利 三朗
麻生太賀吉 天野 公義
井手 光治 井上信貴男
飯塚 定輔 伊藤 郷一
池田正之輔 生田 和平
池田茂隆 池田 勇人
石原 圓吉 石田 博英
石原 貞雄 石原 登
稲田 直道 今泉 貞雄
今村 忠助 今村長太郎
岩川 興助 宇田 恒
宇野秀次郎 植原悦二郎
内海 安吉 江崎 真澄
江田斗米吉 江花 靜
遠藤 三郎 小笠原八十美
小川 平二 小川原政信
小高 嘉郎 小野瀬忠兵衛

小淵 光平 尾崎 末吉
尾関 義一 越智 茂
大石 武一 大泉 寛三
大内 一郎 大上 司
大澤嘉平治 大西 禎夫
大西 弘 大橋 武夫
大村 浩一 大和田義榮
岡延右エ門 岡崎 勝男
岡田 五郎 岡西 明貞
岡野 清豪 岡村利右衛門
奥村又十郎 押谷 富三
加藤隆太郎 鹿野 彦吉
加藤 良作 角田 幸吉
風間 啓吉 柏原 義則
片岡伊三郎 甲木 保
門脇勝太郎 金光 義邦
上林山榮吉 川西 清
川野 芳滿 川端 佳夫
川村善八郎 川本 末治
河原伊三郎 菅家 喜六
木村 公平 菊池 義郎
北川 定務 北澤 直吉
金原 舜二 久野 忠治
倉石 忠雄 栗山長次郎
黒澤富次郎 小坂善太郎
小平 久雄 小玉 治行
小西 寅松 小西 英雄
小峯 柳多 小山 長規
五島 秀次 河野 謙三
近藤 鶴代 佐久間 徹
佐々木秀世 佐々木盛雄
佐瀬 昌三 佐藤 重遠
佐藤 親弘 坂田 道太
志田 義信 清水 逸平
塩田賀四郎 篠田 弘作
島田 末信 島村 一郎
首藤 新八 白井 佐吉
庄司 一郎 周東 英雄
鈴木 明良 鈴木 善幸

瀬戸山三男 關内 正一
關谷 勝利 千賀 康治
田口長治郎 田嶋 好文
田中伊三三 田中 角榮
田中 啓一 田中 重彌
田中 彰治 田中 元
田中不敏三 田中 萬逸
田中 豊 田淵 光一
多田 勇 多武良哲三
高木 章 高木吉之助
高木 松吉 高塩 三郎
高田 弥市 高橋 英吉
高橋 權六 高橋 等
高間 松吉 竹尾 式
橋 直治 玉置 信一
玉置 實 中馬 辰猪
塚田十一郎 塚原 俊郎
土倉 宗明 辻 寛一
圓谷 光衛 坪内 八郎
寺本 齊 東井三代次
飛嶋 繁 苦米地英俊
富永裕五郎 奈良 治二
内藤 隆 中垣 國男
中川 俊思 中島 守利
中野 武雄 中村 清
中村 幸八 中村 純一
中山 マサ 仲内 憲治
永井 英修 永井 要造
永田 節 長尾 謹生
長野 長廣 夏堀源三郎
二階堂 進 西村 英一
西村 直巳 根本龍太郎
野原 正勝 野村專太郎
橋本登美三郎 橋本 龍伍
橋谷仙次郎 島山 鶴吉
花村 四郎 原田 雪松
平井 義一 平澤 長吉
平野 三郎 福井 勇
福田 篤泰 福田 一

福田 喜東 福永 一臣
福永 健司 藤井 平治
藤枝 泉介 船越 通義
淵上房太郎 船越 弘
古島 義英 降旗 徳弥
保利 茂 細田 榮藏
堀川 泰平 本間 俊一
眞鍋 勝 前尾 繁三郎
前田 郁 前田 正男
松井 豊吉 松浦 東介
松木 弘 松田 鐵藏
松永 佛骨 松野 頼三
松本 一郎 松本 善壽
丸山 直友 三池 信
三浦寅之助 三宅 則義
水谷 昇 満尾 君亮
南 好雄 宮原幸三郎
武藤 嘉一 村上 清治
守島 伍郎 森 曉
森下 孝 八木 一郎
藥師神谷太郎 柳澤 義男
山口 好一 山口六郎次
山口 岩男 山崎 猛
山村新治郎 山本 猛夫
山本 久雄 吉田 省三
吉田吉太郎 吉武 惠市
龍野喜一郎 若林 義孝
渡邊 良夫 亘 四郎

(法律の目的)
第一條 この法律は、商工業の改善
発達を促進し、あわせて社会一般
の福祉の増進に資するために、商
工業者又は商工業の改善発達に寄
與しようとする者等の組織する商
工会議所について定め、その健全
で、且つ、民主的な発達を図るこ
とを目的とする。
(基準及び原則)
第二條 商工会議所は、左の各号に
掲げる要件を備えていなければな
らない。
一 その地区内の商工業の改善発
達を促進し、あわせてその地区
内の福祉と繁栄を増進すること
を目的とすること。
二 会員が、任意に加入し、又は
脱退することができること。
三 会員は、各々一箇の議決権を
有すること。
四 その名称中に、商工会議所の
文字を用いていこと。
五 商工会議所は、特定の会員の利
益を目的として、その事業を行つ
てはならない。
六 商工会議所は、これを特定の政
党のために利用してはならない。
(法人格)
第三條 商工会議所は、民法(明治
二十九年法律第八十九号)第三十
四條(公益法人の設立)の規定に
より設立される法人とする。
(地区)
第四條 商工会議所の地区は、市
(都の区のある区域においては、
そのすべての区をあわせたもの。
以下同じ。)の区域とする。但し、
商工業の状況により必要があると
きは、県の区域、町の区域又は市
と町村若しくは町と町村をあわ
せたものの区域とすることができ
る。
第五條 前項の区域の全部又は一部を地
区とする商工会議所は、一箇とす
る。
(都道府県又は全国を地区とする
商工会議所)
第五條 前條第一項の区域を地区と

する商工会議所は、同條の規定にかかわらず、都道府県の区域又は全国を地区とする商工会議所を設立することができる。

2 商工会議所でない者は、定款で特別の定をした場合に限り、前項の規定により設立される商工会議所の会員たる資格を有する。

(事業)

第六條 商工会議所は、その目的を達するため、事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の定めるところに拠つて、左に掲げる事業を行うことができる。

一 商工会議所としての意見を公表し、又は適當な行政庁等に申し出ること。

二 必要な調査研究を行い、統計を作成し、資料を収集し、若しくはこれを公開し、又は情報を提供し、若しくはあつ旋すること。

三 外国における通関のため必要がある場合において、輸出品の原産地証明をすること。

四 依頼に応じて、必要な証明又は鑑定をすること。

五 營業用でない施設を維持し、又は運用すること。

六 講演又は講習を行うこと。

七 見本市又は展示会を開催し、依頼に応じて、臨時に即売すること。

八 会員その他の者と外国の事業者との間の事業に関する紛争を仲裁し、又は解決すること。

九 依頼に応じて、事業者又は商品を紹介すること。

十 商工業その他に關して相談に

応ずること。

十一 前各号に掲げるものの外、商工会議所の目的を達成するために必要な業務を行うこと。

(名称)

第七條 商工会議所でない者(第二條第一項第一号から第三号まで及び第三條並びに第四條又は第五條第一項の規定に該当しない者をいう。以下同じ。)は、その名称中に、商工会議所の文字を用いてはならない。

2 前項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(公正取引委員会の権限)

第八條 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)及び事業者団体法の規定並びにこれらの法律の規定に基く公正取引委員会の権限は、この法律の規定によつて変更されるものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(現存する商工会議所及び非商工会議所)

2 この法律施行の際現に存する商工会議所であつて、第四條第二項の規定に適合していない者は、この法律施行の日から起算して六箇月以内に、同項の規定に適合するように必要な措置をしなければならぬ。

3 商工会議所でない者であつて、この法律施行の際現に商工会議所の名称を用いているものは、この

法律施行の日から起算して六箇月以内に、その名称を変更するか、又は商工会議所となるなどのために、定款の変更その他の必要な行為をしなければならぬ。

4 第七條第二項の規定は、前項の期間内に限り、同項に規定する者に適用しない。

○神田委員 ただいま議題となりました商工会議所法案の提案理由につきまして、大要を御説明いたします。

昭和二年四月商工業の改善発達をはかる目的をもつて、商工会議所法が公布せられ、各地に商工会議所が設立され、商工業に関する調査、斡旋、仲裁その他の業務を行つて参つたのであります。

また、戦争勃発に伴う統制経済の強化に伴い、従来の商工会議所は、その存在意義を失ひ、昭和十八年同法は廃止されたのであります。

その際統制経済の下における行政機関の下部機構としての役割を果させるために、商工業経済会法が制定公布されたのであります。

終戦後、戦時統制的色彩の濃厚であつた同法は、昭和二十一年九月に廃止され、そのまゝ現在に至つてゐるのであります。

しかるに同法廃止後各地におきまして、商工会議所が自然発生的に生じ、商工業の改善発達のため、地域的推進団体として活動をしてゐるのでありまして、その数も全国的三百余に達している次第であります。

そこでこの際商工会議所の一層の普及、改善発達をはかるため、その基準となるべき法律を制定する必要があるに至りましたので、本法案を提出いたしました次第であります。

その概要を御説明いたしますと、第一に、その目的といたしまして、在来

のよりに商工業の改善発達という点のみにとどまらず、社会一般の福祉の増進をも同時に目的といたしまして、その活動範囲を広げたこととあります。

第二に、商工会議所の基準及び原則を明確に規定し、一、地区内の商工業の改善発達を促進し、あわせてその地区内の福祉と繁榮を増進することを目的とすること。二、会員が任意に加入し、または脱退することができると。三、会員はおの／＼一個の議決権を有すること、この規定いたしました。

第三に、前述のごとく、商工会議所は、相當古い伝統を持つておりますので、その社会的評価も高いのであります。

従つてその基礎を鞏固にするため、民法の公益法人の規定によつて設立されたものに統一し、單なる組合団体等法人でないものが商工会議所の伝統をはずかしめることがないようにいたしました。

第四に商工会議所は、原則として市の区域に一個に限つて存立せしめるといたしました。したが、商工業の状況により、県または市及びそれらが合同してつくるもの、並びに全国的または都道府県ごとの商工会議所の連合体を設立することを認めました。

第五に商工会議所は、事業者団体として事業者団体法の適用を受けるのであります。したが、その事業の主要なものを列挙いたしました。

第六にこの法律に規定する商工会議所としての要件を備えていないものに対し、商工会議所という名称を使用することを禁止し、必要な罰則を設けたこととあります。

終りに、現存する商工会議所について

ては、この法律の規定に適合するよう必要な措置をとるべき旨の経過規定を設けました。すなわち商工会議所の地区の全部または一部が重複するものはこの法律施行後六箇月以内に必要な措置をとること、及び商工会議所でないものも、この法律施行の日から六箇月以内に、その名称を変更するか、または定款の変更その他の必要な措置をとる、商工会議所としての要件を備えることとあります。

以上この法律案の提案の理由につきまして大略を説明いたしました。なお、去る三月で役員改選期を迎えた商工会議所も相当存在するのであります。

したが、これらの商工会議所は、本法の成立を期待いたしましたので、本法による改選後の新しい発足の際まで、その改選を待機している状況のものもあることを付言いたします。

何とぞ諸般の状況を御了察の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします次第であります。

○滋谷委員代理 これにて提案理由の説明は終了いたします。

○關口委員 私はここに質疑及び討論の省略の動議を提出いたします。

すなわち本案につきましては、ただいまの提案理由の御説明によりまして十分了承できると存するのであります。

会期も切迫いたしておりますし、なお他の重要議案が残されておりますので、法案の質疑及び討論を省略し、ただちに採決せられんことを望みます。

○滋谷委員代理 ただいまの關口君の動議について採決いたします。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長代理 起立多数。よつて本動議は可決いたしました。ただちに採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○澁谷委員長代理 起立多数。よつて本案は可決いたしました。

この際本日議決いたしました諸願及び本案の委員会報告書作成の件についてお諮りいたします。これは先例によりまして、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○澁谷委員長代理 御異議なしと認めます。委員長に御一任をいただいたことに決します。

〔澁谷委員長代理退席、神田委員長代理着席〕

○神田委員長代理 それでは次に鉱害に関する決議案の案文について御協議を願うこといたします。

まず案文につきまして、谷崎専門委員をして朗読せしめます。

〔谷崎専門員朗読〕

鉱害に関する決議案

石炭採掘による、鉱害のため、美田は変じて泥海と化し、住宅は日夜倒壊の危険に脅され、交通通信は杜絶し、祖先の墳墓は、水底に没する等、惨憺たるその実情は、路傍の人も尙正視するに忍びないものがある。

昨年十月資源庁の調査にかかる、炭鉱の鉱害復旧費は、総額実に二百三十一億円に上り、そのうち特別鉱害復旧臨時措置法によつて処理せられるものは、約五十億円に過ぎない。

而も炭鉱の鉱害は、更に今後も続発する事に懸念する時、厖大なる此等鉱害のために被る経済上の損失、公共福祉の阻害、或いは、人心の不安等、寔に憂慮に耐えないものがある。

本院は、今般特別鉱害復旧臨時措置法の成立せるに際し、一般鉱害の復旧に就いても、亦、これと一体不可分の関係にあるものとして、特別の関心を有するともに、鉱害対策は、総合的な国土計画の一環たる性質を有するものと認める。

政府は、本件の重大性、特に今日の事態を招来した原因に深く鑑み、既存鉱害の復旧を促進するため、あらゆる手段を講ずるは勿論国土計画の観点からも対策を講ずる、今後の発生を最小限度に喰ひ止めるため、鉱業権の設定、施業案の認可等に関する根本整頓的措置に就いても万遺漏なきを期すべきである。

右決議する。

○神田委員長代理 ただいま谷崎専門員をして朗読せしめました案文につきまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 御異議なしと認めます。

そこでお諮りいたしますが、本案の扱いはいかがいたしましたでしょうか。

〔委員長に二任と呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 委員長に一任するということでございますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○神田委員長代理 それではさようにとりはからうことにいたします。

この際委員長から一言委員の方々に

御了解を得ておきたいと思ひます。ただいま一任になりました本決議案は、明日上程できるようなことにそれ〴〵手配をいたしたいと考えております。委員の方々も御出身の党にできましたら御連絡願ひたいと思ひます。それでは本日はこれにて散会いたします。

午後三時五十八分散会

〔参照〕

商工會議所法案（星島二郎君外八名提出）に関する報告書
諸願に関する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十五年六月七日印刷

昭和二十五年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所